

令和2年度
福島町議会定例会
5月会議議案

説明資料

福島町

令和2年度福島町議会定例会 5月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
5	固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1
6	町税条例の一部改正について	2
7	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	5
8	福島町介護保険条例の一部改正について	7
9	令和2年度福島町一般会計補正予算(第2号)	
	歳入説明資料	10
	歳出事務事業別説明資料	11

議案第5号関係

固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

1 提案の理由について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例(昭和35年福島町条例第6号)の一部を改正しようとするものであります。

2 改正の内容について

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が令和元年5月31日に改正（令和元年12月16日施行）され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴い、引用する条項等を整備するものであります。

3 施行期日について

公布の日から施行します。

議案第6号関係

町税条例の一部改正について

1 提案の理由について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）等が令和2年3月31日に公布され、また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、町税条例（昭和30年福島町条例46号）の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

主な改正内容は、国の令和2年度税制改正大綱（令和元年12月20日閣議決定）によるものであり、また、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、関係税目の特例措置の規定について、次のとおり条例の改正をしようとするものです。

（1）個人町民税

①個人町民税の非課税の範囲について【令和3年1月1日施行】

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するための改正を行います。

（ア）未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

→ 婚姻の有無にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）が適用されます。

（イ）個人住民税の人的課税措置の見直し

→ 現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置が見直しされ、ひとり親及び寡婦が対象となります。

（2）固定資産税

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、次の措置を講じます。

①現に所有している者（相続人等）の申告の制度化【令和2年4月1日施行】

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとなります。

②使用者を所有者とみなす制度の拡大【令和2年4月1日施行】

調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知したうえで、使用者を所有者とみなして、固定資産税を課すことができることとなります。

(3) 町たばこ税

①軽量な葉巻たばこの課税方式について

葉巻たばこ1本を紙たばこ1本に換算する方法となります。

※0.7グラム未満の葉巻たばこは、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間、激変緩和措置として、紙たばこ0.7本に換算します。

(4) 新型コロナウイルス関連

①徴収猶予特例に係る手続き【公布の日から施行】

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、納税者又は特別徴収義務者が令和3年1月31日までに納付し、又は納付すべき徴収金を一時に納付し、又は納付することが困難であると認められるときは、その徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その徴収金の納期限内に基づき、その納期限から1年以内の期間に限り、その徴収猶予することができることとなります。

②軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長【公布の日から施行】

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となります。

③その他

(ア) 町民税の寄附金控除について【令和3年1月1日施行】

所得割の納税義務者が、一定の入場料金等払戻請求権の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして町条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価格に相当する金額の合計額の寄附金を支出したものとみなして、町税に関する規定を適用します。

(イ) 住宅借入金等特別税額控除について【令和3年1月1日施行】

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合には、その適用期限を令和15年度分を令和16年度分まで延長します。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。

- (1) 第1条中町税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び第4条第1項の改正規定並びに次条並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中町税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中町税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

議案第7号関係

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

1 提案の理由について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（昭和33年政令第362号）等が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例第12号)の一部を改正しようとするものであります。

2 主な改正内容について

(1) 課税限度額の改正

①課税限度額の改正（第2条関係）

区分	改正前	改正後	増減
基礎課税額分	61万円	63万円	2万円増
後期高齢者支援金等課税額分	19万円	19万円	—
介護納付金課税額分	16万円	17万円	1万円増
合計	96万円	99万円	3万円増

②低所得者に係る軽減の拡充（第23条関係）

軽減割合	改正前	改正後
5割軽減	33万円+ 28万円 ×（被保険者数）	33万円+ 28.5万円 ×（被保険者数）
2割軽減	33万円+ 51万円 ×（被保険者数）	33万円+ 52万円 ×（被保険者数）

3 施行期日等について

(1) 施行期日について

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。

(2) 適用区分について

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

4 新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免関係について

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく減免基準が示されましたが、当町においては、福島町国民健康保険税減免取扱要綱の改正により対応します。

議案第8号関係

福島町介護保険条例の一部改正について

1 提案の理由について

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の施行及び、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の減免等を行う。」とされたことから、福島町介護保険条例（平成12年福島町条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

(1) 低所得者の保険料軽減強化関係

低所得者の保険料軽減強化により、所得の段階別に定められている減額課税に係る減額幅の基準が定められたことに伴い、令和2年度における保険料率を改正するものです。

①基準額に対する階層別に定める軽減課税に係る保険料率

階層	所得区分	政令	現行 H31.4～	改正 R2.4～
第1段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収80万円	0.500	0.375	0.300
第2段階	世帯非課税で本人年収80万円を超え120万円以下	0.750	0.625	0.500
第3段階	世帯非課税で本人収入120万円超	0.750	0.725	0.700
第4段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円以下	0.900	0.900	0.900
第5段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円超	1.000 (基準)	1.000	1.000

②保険料

単位：円（ ）は月額

階層	所得区分	政令	現行 H31.4～	改正 R2.4～
第1段階	世帯非課税で生活保護、老齢福祉年金又は本人年収80万円	33,600 (2,800)	<u>25,200</u> <u>(2,100)</u>	<u>20,160</u> <u>(1,680)</u>
第2段階	世帯非課税で本人年収80万円を超え120万円以下	50,400 (4,200)	<u>42,000</u> <u>(3,500)</u>	<u>33,600</u> <u>(2,800)</u>
第3段階	世帯非課税で本人収入120万円超	50,400 (4,200)	<u>48,720</u> <u>(4,060)</u>	<u>47,040</u> <u>(3,920)</u>
第4段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円以下	60,480 (5,040)	60,480 (5,040)	60,480 (5,040)
第5段階	世帯課税で本人非課税かつ本人収入80万円超	67,200 (5,600)	67,200 (5,600)	67,200 (5,600)

(2) 第1号被保険者への減免関係

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく減免基準が示されたことに伴い、保険料の減免規定を定めるものです。

①減免の対象となる被保険者

次のア又はイのいずれかに該当するに至った第1号被保険者

ア 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った第1号被保険者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入）の減少が見込まれ、i及びiiに該当する第1号被保険者

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

②保険料減免額

- ・対象被保険者アの場合、保険料額の全部
- ・対象被保険者イの場合、【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【表1】

対象保険料額 = $A \times B \div C$
A：当該第1号被保険者の保険料額
B：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

③減免の対象となる保険料

令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものが対象となります。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とします。

3. 施行期日等について

- (1) 公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用します。
- (2) この条例による改正後の福島町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。
- (3) この条例による改正後の福島町介護保険条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用します。

◆議案第9号関係 令和2年度一般会計補正予算(2号) 歳入説明資料

1 3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
79	1 総務費国庫補助金 ◆特別定額給付金給付事業(全国民1人に10万円支給)に係る事業費及び事務費への国庫補助金(補助率 10/10)	3,129	404,450	407,579	3 特別定額給付金給付事業費補助金	391,300	特別定額給付金給付事業費補助金 391,300
					4 特別定額給付金給付事務費補助金	13,150	特別定額給付金給付事務費補助金 13,150
79	2 民生費国庫補助金 ◆児童手当システム改修に伴う国庫補助金(補助率 2/3) ◆子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(児童手当受給対象児童1名に1万円支給)に係る事業費及び事務費への国庫補助金(補助率 10/10)	5,751	6,192	11,943	2 児童福祉費補助金	272	子ども・子育て支援事業費補助金 272
					3 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金	2,880	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 2,880
					4 子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金	3,040	子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 3,040

1 7 款 繰入金 2 項 基金繰入金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
80	1 財政調整基金繰入金 ◆今回の補正に係る、財源調整による増額これにより、今年度の財政調整基金からの繰入額は、274,875千円となります。	244,738	30,137	274,875	1 財政調整基金繰入金	30,137	財政調整基金繰入金 30,137

■議案第9号関係 令和2年度一般会計補正予算(2号)事務事業別説明資料

課 名 町民課 (町民)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	22目：特別定額給付金給付事業費		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
			予 算 額	補正後の額		
		補正前の額	補正額	補正後の額		
		特別定額給付金給付事業費	0	404,450	国庫支出金 404,450	【事業目的】 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、緊急事態宣言下にある家計への支援をするものであり、一律に一人当たり10万円の支給を行うことを目的とする。 【主な増減】 報酬1,200 (パートタイム会社計年度任用職員報酬)、職員手当等4,032 (時間外勤務手当4,000 外)、旅費20(普通旅費)、需用費2,558 (消耗品費1,810 外)、役務費1,101(通信運搬費617 外)、委託料3,049(電子計算機システム開発委託料2,849 外) 使用料及び賃借料1,190 (電子計算機器借上料990 外)、負担金・補助及び交付金391,300 (特別定額給付金)
83	新					【事業内容等】 一律一人当たり10万円を支給する (基準日：令和2年4月27日住民基本台帳登録者、対象者：3,913名) ・申請受付日 5月 8日から ・臨時窓口 5月13日～15日(役場及び支所) ・各地区受付 5月16日～17日(各地区会館等、役場及び支所 計16カ所) ・支給日 (1回目：5月20日、2回目：5月22日、3回目：5月27日、以降順次振込)

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	2目：児童措置費		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
			予 算 額	補正後の額		
		補正前の額	補正額	補正後の額		
		児童措置費	49,534	409	国庫支出金 272 一般財源 137	【事業目的】 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、私立幼稚園の新制度移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推進を図り次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。 【主な増減】 委託料409 (電子計算機システム変更委託料) 【事業内容等】 社会保障・番号制度の令和2年6月改正において、データ標準レイアウトの年次改版に伴い過去を含め再登録し、新版による情報連携を開始するためのシステム改修
84	継					

議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	5目：子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費		財 源 内 訳	説明 (事業の目的・主な増減)
			予 算 額	補正後の額		
		補正前の額	補正額	補正後の額		
		子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費	0	5,920	国庫支出金 5,920	【事業目的】 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、児童手当対象児童に1万円の支給を行うことを目的とする。 【主な増減】 職員手当250 (時間外勤務手当)、需用費188 (消耗品費135 外)、役務費105 (各種手数料60 外)、委託料2,497 (電子計算機システム開発委託料)、負担金・補助及び交付金2,880 (子育て世帯への臨時特別給付金)
84	新					【事業内容等】 児童手当対象児童に1人1万円を支給する (対象児童：288人)

■議案第9号関係 令和2年度一般会計補正予算(2号)事務事業別説明資料

課名 産業課(商工観光)

7款：商工費 議案 ページ	1項：商工費 事務・事業予算名	2目：商工振興費 予算			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
		補正前の額	補正額	補正後の額		
84	新 地域経済緊急支援事業 費	0	30,000	30,000	一般財源 30,000	<p>【事業目的】 新型コロナウイルス感染症に伴い疲弊する地域経済対策のため、地域商品券発行による地域消費喚起及び事業者への助成金支給による経営の持続化を図る。</p> <p>【主な増減】 需用費600(消耗品費300、印刷製本費300)、役員費1,000(通信運搬費)、委託料20,400(地域商品券交換業務委託料)、負担金・補助及び交付金8,000(地域経済持続化対策助成金)</p> <p>【事業内容等】 新型コロナウイルス感染症対策として、地域経済への緊急支援を行う。</p> <p>(1) 地域商品券配布 ①対象人数 3,913人(全町民/令和2年4月27日付け住民基本台帳登録者) ②額面金額 一人 5,000円(額面500円×10枚) ③使用期間 令和2年9月30日まで</p> <p>(2) 経営持続化助成金の支給 ①対象事業者 1)北海道休業要請等対象で、休業等要請の対象となった事業者 2)感染症の影響により、前年収入比較30%減となった事業者 ①の1)に該当するもの 200千円 ①の2)に該当するもの 100千円 令和2年3～5月のいずれか1月 ③対象月</p>

(単位：千円)